

## 平成24年度中山間ピコ水力発電活用実証事業委託に係る企画提案募集要領

### 1 趣 旨

福井県の中山間地域に豊富に存在する集落の生活用水を資源として活用し、地域住民や地域活性化に関心のある多様な主体が連携して、ピコ水力発電機（数 W～数百 W 程度のごく小出力の発電機）を設置し電気の利用を通じて、地域主体の地域活性化や福井型ピコ発電機の開発、子供たちへの環境教育などに結びつける実証実験を行う。

### 2 企画提案を募集する委託業務の内容

#### (1) 名称

平成24年度中山間ピコ水力発電活用実証事業委託

#### (2) 委託期間

契約の日～平成25年2月末日

#### (3) 業務内容

別添「平成24年度中山間ピコ水力発電活用実証事業委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり。

なお、仕様書の内容については、提案内容や委託内容に関する協議・調整の結果により変更する場合がある。

#### (4) 委託上限金額

1 団体当たり 1,000,000円（消費税および地方消費税を含む）

※ただし、契約にあたっては金額の調整を行う事があります。

・資材費および施工管理業務費とする。その他事業実施に係る経費など、上記業務内容の実施に必要な経費は全て事業実施主体の負担とする。

#### (5) 実施団体

2 団体

### 3 参加資格

次の事項をすべて満たすものとする。

(1) 中山間地域（過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律で定める法指定地域）で実証事業を行うものであること。（別添参照：中山間地域区域図で着色のある区域）

(2) 事業実施主体は、法人、任意団体を問わない。集落の農業者、板金、電気設備、土木工事などの技術を有する住民やNPO団体、研究者、子供など、地域内外の多様な主体が参画した事業であることが望ましい。

### 4 提出資料および部数

(1) 応募申込書（別紙様式1） 1部

(2) 次に掲げる事項を記載した企画提案書（別紙様式2） 1部

ア 実証事業の対象地域

イ 企画提案の概要 水力発電設備の設置場所、発電された電気の具体的な活用内容、具体的な仕様、PR方法

ウ ピコ水力発電設備・活用施設設置の実施体制

エ ピコ水力発電設備・活用施設設置の管理方法

オ 事業の取組計画

カ 事業経費の概算見積額および内訳

## 5 提出方法等

### (1) 提出方法

持参または郵送によること（郵送による場合は、提出期限内に必着のこと）。

### (2) 提出期限

平成24年5月25日（金） 17:00（必着）

なお、提出後における資料の追加および変更は認めない。

### (3) 提出先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県農林水産部農林水産振興課 中山間・農村環境活用G（担当 田中・岡田）

TEL 0776-20-0417

FAX 0776-20-0649

## 6 募集要領の交付場所および交付期間

### (1) 交付場所

5（3）に同じ。

### (2) 交付期間

平成24年4月24日（火）から5月25日（金）まで（休日および祝日を除く）8時30分から17時まで

## 7 募集内容に関する質問事項

募集内容に関する質問事項については、平成24年5月18日（金）17時までに文書により提出すること（電子メールおよびFAX送信による提出可）。

質問に対する回答はFAXにより行う。

## 8 委託先候補者の選定等

### (1) 委託先候補者の選定方法

提出された企画提案書について審査委員会において審査を行い、最も適すると認められた企画提案者を委託先候補者に選定する。

### (2) 選定に際し審査する事項

審査委員会において審査する事項は、次のとおり。

ア 業務の趣旨および仕様の内容を十分理解しているか

イ 企画提案の内容は、業務の趣旨および仕様の内容を行うために的確なものであるか

ウ 企画提案の内容は、魅力的かつ独自性の高いものであるか

エ 企画提案の内容は、実現性の高いものであるか

オ 業務を履行する能力を有しているか

カ 経費の見積額は妥当なものであるか

### (3) 選定期間および選定結果の通知

企画提案書の提出期限日から概ね20日以内に選定を行い、書面により通知する。

### (4) 委託契約の締結

企画提案書の内容を精査した上、県と委託先候補者との間で随意契約により委託契約を締結する。

### (5) 選定されなかった提案者に対する理由の説明

ア 選定されなかった提案者は、その理由について説明を求めることができる。説明を求めようとする者は、別途通知する日までに説明を求める旨を記載した書面を企画提案書の提出場所に提出しなければならない。

イ 県は、提案者から説明を求められた場合は、すみやかに書面により回答する。

## 9 その他

- (1) 提出された企画提案書は返却しない。
- (2) 企画提案に要する経費は、提案者の負担とする。
- (3) その他不明な点については、下記10の問い合わせ先に照会すること。

## 10 問い合わせ先

福井県農林水産部農林水産振興課 中山間・農村環境活用G（担当 田中・岡田）

TEL 0776-20-0417

FAX 0776-20-0649